

令和6年10月 適正化巡回指導項目別調査結果

区分	重点	評価点	調査事項	指導件数	(否)件数	(否)率(%)	順位
I. 事業計画等		1.	主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	105	5	4.8	
		2.	営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	105	4	3.8	
		3.	自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	105	7	6.7	
		4.	乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適切か。	105	4	3.8	
		1	5.乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	105	4	3.8	
			6.届出事項に変更はないか(役員・社員・特定事業者に係る運送の需要者の名称変更等)(本社巡回に限る)。	60	3	5	
			7.自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。	85	1	1.2	
			8.名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	85	1	1.2	
	II. 帳票類の整備、報告等	1	1.事故記録が適正に記録され、保存されているか。	38	1	2.6	
			2.自動車事故報告書を提出しているか。	7	1	14.3	(8)
		1	3.運転者台帳が適切に記入等され、保存されているか。	105	6	5.7	
		1	4.車両台帳が整備され、適切に記入等されているか。	105	2	1.9	
			5.事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか(本社巡回に限る)。	75	11	14.7	(7)
III. 運行管理等		1	1.運行管理規程が定められているか。	105	1	1	
		○	2.運行管理者が選任され、届出されているか。	77	1	1.3	
		1	3.運行管理者に所定の講習を受けさせているか。	74	7	9.5	
		1	4.事業計画に従い、必要な運転者を確保しているか。	85	0	0	
		○	3.5.過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割りが作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適切に管理されているか。	106	31	29.2	(2)
		3	6.過積載による運送を行っていないか。	85	1	1.2	
		○	7.点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	106	12	11.3	
		1	8.乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	106	3	2.8	
		1	9.運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。	78	5	6.4	
		1	10.運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	15	2	13.3	(10)
		○	11.乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	105	6	5.7	
		○	12.特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。	73	26	35.6	(1)
		○	13.特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。	73	17	23.3	(3)
IV. 車両管理等		1	1.整備管理規程が定められているか。	84	1	1.2	
		○	2.整備管理者が選任され、届出されているか。	77	1	1.3	
		1	3.整備管理者に所定の講習を受けさせているか。	72	13	18.1	(6)
		1	4.日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適切に行っているか。	105	1	1	
	○	3	5.定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。	105	22	21	(4)
V. 労基法等		1	1.就業規則が制定され、届出されているか。	49	1	2	
		1	2.3.6協定が締結され、届出されているか。	77	5	6.5	
		1	3.労働時間、休日労働について違法性はないか(運転時間を除く)。	86	0	0	
	○	3	4.所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適切にされているか。	105	22	21	(4)
VI. 法定福利			1.労災保険・雇用保険に加入しているか。	102	8	7.8	
			2.健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	101	14	13.9	(9)
VII. 運輸安全マネジメント		2	1.運輸安全マネジメントの実施は適切か。	85	1	1.2	

※「重点」の項目は、巡回時において調査する38項目中○印の9項目です。否がある場合は総合評価が1段階下がる判定となります。

※「評価点」の項目は、太枠の25項目であり、安全性評価事業(Gマーク)の点数で合計40点です。

巡回種別／評価区分	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	24	35	16	2	1	0	78
新規(新規参入)	1	1	0	0	0	0	2
新規(新設営業所)	2	3	0	0	0	0	5
特別(労基通報による乗務時間調査)	0	0	0	0	0	1	1
特別(支局監査後の改善確認)	0	0	0	0	0	0	0
個別(5両未満の轍走事業者)	0	0	0	0	0	20	20
合計	27	39	16	2	1	21	106
比率	25%	37%	15%	2%	1%	20%	100%